

## 第 2 3 期第 8 回筑前海区漁業調整委員会 次第

- 1 日時 令和 8 年 4 月 2 1 日 (火) 1 4 : 0 0 ~
- 2 場所 漁業調整委員会室 (福岡県庁 4 階)
- 3 議題
  - (1) 福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問) 資料 1
  - (2) 筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について (諮問) 資料 2
  - (3) 小型いかつり漁業許可方針の改正について (諮問) 資料 3
  - (4) あじ・さばまき網漁業に係る付属船の認可要領の改正について (協議) 資料 4
  - (5) 令和 8 年上期土石採取計画の変更について (協議) 資料 5
  - (6) 第 2 3 期第 1 回響灘連合海区漁業調整委員会について (報告) 資料 6
  - (7) 第 4 7 回日本海・九州西広域漁業調整委員会について (報告) 資料 7
  - (8) 1 そうごち網漁業の共同漁業権内の操業承認について (報告) 資料 8
  - (9) その他

8水第112号

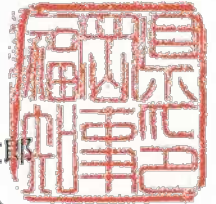
令和8年4月10日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問)

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第14条第10項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。



令和8年4月21日  
筑前海区漁業調整委員会資料

## 福岡県資源管理方針の一部改正について

水産振興課漁船漁業係

### 【概要】

#### ○資源管理方針の一部改正について

令和8年4月1日より漁業法の一部が改正され、法の第26条の2項および30条の2項に特別管理特定水産資源の漁獲量等の報告が追記され、漁獲量等の情報の収集について一部取り扱いに変更が生じる。

そこで今回、福岡県資源管理方針の第6条その他資源管理に関する重要事項について一部変更したい。

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和5年の生産量で4.7万トン、生産額は325億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

## 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

## 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

## 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-2 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」から「別紙3-12 まあなご福岡県海域（筑前海）」までに、それぞれ定めるものとする。

改正案	現行方針
<p>福岡県資源管理方針</p> <p>〔制定 令和2年12月1日〕 <u>最終改正 令和8年〇月〇日</u></p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項<u>若しくは第2項</u>又は第30条第1項第1項<u>若しくは第2項</u>の規定による漁獲可能量による管理として行うものほか、知事許可漁業の許可を受けたる者による資源管理の状況等について準用する法第58条の報告(法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等(法第90条第1項)の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p>	<p>福岡県資源管理方針</p> <p>〔制定 令和2年12月1日〕 <u>最終改正 令和8年4月1日</u></p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p>

<p>(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p>	<p>(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p>
---	---

## 漁業法抜粋

### 第二款 漁獲割当てによる漁獲量の管理

#### (漁獲量等の報告)

第二十六条 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源（次項に規定する特別管理特定水産資源を除く。）の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定めるもの（以下この章及び第二百条第一号において「特別管理特定水産資源」という。）の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、採捕をした個体の数、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

### 第三款 漁獲量等の総量の管理

#### (漁獲量等の報告)

第三十条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。以下この項において同じ。）の採捕（漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分（以下この項及び次条において「漁獲努力量管理区分」という。）にあつては、当該漁獲努力量に係る漁ろう。以下この款において同じ。）をする者は、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特定水産資源の漁獲量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該特定水産資源に係る漁獲努力量。以下この款において同じ。）その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分（漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。）である場合には農林水産大臣、知事管理区分（漁獲割当管理区分以外

のものに限る。以下この款において同じ。)である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をする者は、特別管理特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特別管理特定水産資源の個体の数及び漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

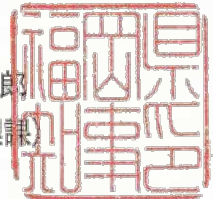
3 都道府県知事は、前二項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

8 漁管第145号

令和8年4月14日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等  
について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する同法第42条(以下「第42条」という。)第1項及び福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。)第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン 数	許可す る隻数	漁業を営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	手繰第二種 えびこぎ網	筑前海 区海面	4月16日か ら12月16 日まで	・漁船法 馬力 260kW以 下（旧漁 船法馬力 数60以 下） ・総行程 容積6.23 リットル以下	5トン 未満	1	・福岡市に住所を有する者 ・ごち網又はきす流し刺し網漁業の許可を受けていない者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第二種 えびこぎ網	筑前海 区海面	4月16日か ら12月16 日まで	・漁船法 馬力 260kW以 下（旧漁 船法馬力 数60以 下） ・総行程 容積6.23 リットル以下	5トン 未満	2	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者 ・ごち網又はきす流し刺し網漁業の許可を受けていない者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第二種 自家用餌料 びき網	筑前海 区海面	5月1日から 12月31日まで	—	—	1	・糸島市に住所を有する者。
刺し網漁 業	きす流し刺 し網	筑前海 区海面	5月1日から 10月31日 まで	—	—	1	・糸島市（野北以外）に住所を有する者 ・小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はごち網漁業の許可を受けていない者
刺し網漁 業	きす流し刺 し網	筑前海 区海面	5月1日から 10月31日 まで	—	—	1	・福岡市に住所を有する者 ・小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はごち網漁業の許可を受けていない者
固定式刺 し網漁業	固定式刺し 網	筑前海 区海面	6月1日から 翌年5月31 日まで	—	—	1	・福岡市に住所を有する者
小型いか つり漁業	小型いかつ り	筑前海 区海面	4月1日から 翌年3月31 日まで	—	5トン 以上20 トン未 満	1	・筑前海沿岸市町に住所を有する者
小型いか つり漁業	小型いかつ り	筑前海 区海面	4月1日から 翌年3月31 日まで	—	5トン 以上20 トン未 満	1	・長崎県内に住所を有する者
かご漁業	雑魚かご	筑前海 区海面	10月1日か ら翌年9月3 0日まで	—	—	1	・福岡市に住所を有する者

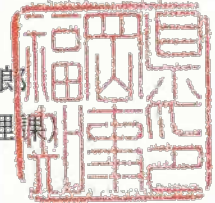
2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年5月1日から令和8年5月31日まで

8 漁管第132号  
令和8年4月13日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



小型いかつり漁業許可方針の改正について (諮問)

このことについて、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、小型いかつり漁業の許可を受けようとする船舶等の基準を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



## 小型いかつり漁業許可方針

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり、区域ごとに許可する船舶等の上限を設ける。漁業許可は、下表に掲げる住所を有する者に対してのみ行うこととする。

区域名		許可する船舶等の数の上限	住所要件
県内		1 4 5 <del>1-5-7</del>	筑前海沿岸市町
県外	長崎県	当該年から起算して過去5年間の平均許可隻数の範囲内とする。	長崎県内
	佐賀県	筑肥連合海区漁業調整委員会の審議結果の範囲内とする。	佐賀県内

※許可する船舶等の数の上限を超えた申請があった場合は、小型いかつり漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可するものとする。

#### (2) 船舶の総トン数

5トン以上20トン未満とする。

#### (3) 操業区域

筑前海区海面

#### (4) 漁業時期

4月1日から翌年3月31日まで

### 2 許可の有効期間

県内許可については、5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

県外許可については、1年又は一斉更新までの残存期間とする。

### 3 条件

(1) 次のアからカに掲げる海域においては操業してはならない。

ア 次の(ア)から(エ)までを順次に結んだ直線より南側の区域。

(ア) 古賀市大字久保字花見の中川尻に設置した標識（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の陸側の境界の基点）

(イ) アから真方位287度10分、3,120メートルの点（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の沖側の境界の基点）

(ウ) イから栗ノ上礁灯標を見通す線の延長線と、筑前大島灯台（宗像市）から真方位318度、2,000メートルの点と臼島灯標（佐賀県唐津市）を

結ぶ線との交点

(エ) 白島灯標

- イ 筑共第7号共同漁業権漁場内（小呂島周辺）
- ウ 筑共第10号共同漁業権漁場内（相島周辺）
- エ 筑共第11号共同漁業権漁場内（栗ノ上礁周辺）
- オ 筑共第2号共同漁業権漁場内（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち、福岡県筑前海区釣漁業協議会（以下「釣協」という。）に所属しない漁業者のみ適用）
- カ 福岡県宗像市大島字沖島小屋島山頂より半径7,500m以内の海域。  
（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ適用）

(2) 電気設備の制限

- ア 集魚灯に使用できる電球の総設備容量は、45キロワット以内でなければならない。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。
- イ 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計21個以内）。

(3) 許可番号の表示

操業中は、下記様式による許可番号を操舵室の両側に表示しなければならない。

フクイカ ○○○○ (許可番号)
---------------------

地 の 色 : 黄 色  
文字及び数字 : 黒 色

各文字及び数字の大きさは、縦8センチメートル以上とする。

なお、その太さは2センチメートル以上とする。

- (4) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。
  - (5) (1)に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。
    - (i) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以西の海域  
4月1日から9月30日の期間
    - (ii) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以東の海域  
5月1日から10月31日の期間
- 基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）
- A線 基点第27号から真方位347度の線
- B線 旧2号浮標（世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒）と沖の島東端を結ぶ線

#### 4 陸揚港の選定

県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者は、県内漁港のうち2港（主港・従港）を陸揚港として選定し、緊急時を除き原則として選定した陸揚港で陸揚げするものとする。なお、選定に当たっては、釣協の承認を得るものとする。

#### 5 申請書の添付書類等

- (1) 許可申請一覧表
- (2) 操業計画書（別紙様式1）
- (3) 漁船原簿謄本（県外漁業者のみ）
- (4) 誓約書（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）（別紙様式2）
- (5) 設備状況調査表（別紙様式3）
- (6) ソケット設備確認証明書（別紙様式4）
- (7) 陸揚港承認証の写し（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）
- (8) ソケット設備状況を確認できる写真（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）
- (9) 適格性に関する申立書（別紙様式5）

#### 6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

##### 附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

##### 附 則

この許可方針は令和3年12月14日から施行する。

（許可する船舶等の数の上限の見直し（県内、長崎県）、漁業調整規則第11条第5項に基づく許可の基準の策定）

##### 附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和5年7月20日から施行する。

##### 附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(4)(5)追加）は令和5年12月14日から施行する。県内については令和7年12月31日、県外（長崎県、佐賀県）にあつては令和5年12月14日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

##### 附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年1月17日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年7月16日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年10月15日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和7年7月22日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和7年10月21日から施行する。

附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和7年11月7日から施行する。

ただし、5（9）に掲げる添付書類の提出は、令和8年4月1日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和8年4月 日 から施行する。

## あじ・さばまき網漁業に係る付属船の認可要領（案）

あじ・さばまき網漁業は、許可船（網船）及び付属船によって構成される「船団」によって操業される。当漁業に使用する付属船の認可については、この要領により処理するものとする。

### 1 付属船の種類（使用区分）

付属船の種類は、灯船、魚探船、運搬船とし、その使用区分の重複は認めるが、使用区分に記載されていない業務を行ってはならない。

### 2 付属船の認可基準

- (1) 付属船の認可隻数は、6隻を上限とする。~~ただし、福岡地区（小呂島）のまき網に限り10隻を上限とする。漁業協同組合経営のまき網に限り9隻を上限とするが、実際の操業に使用できるのは認可された内の6隻以内とする。~~
- (2) 付属船は、福岡県の漁船登録を受けた総トン数20トン未満の船舶でなければならない。~~また、1船団当りの付属船の合計総トン数は100トン未満でなければならない。~~
- (3) 1船団当たりの付属船の合計総トン数は、100トン未満でなければならない。ただし、福岡地区（小呂島）については、その限りでない。

### 3 操業上の使用条件

福岡地区（小呂島）においては、実際に操業に使用できるのは、認可された内の6隻以内かつ合計総トン数は100トン未満とする。

### 4 船団の構成

船団の構成は、原則として同一漁業協同組合内に限る。ただし、経営の合理化等やむを得ない理由により船団の構成が他組合にまたがる場合は、筑前海区漁業調整委員会と協議の上処理する。

### 5 認可申請書類について

まき網漁業の許可申請者は、申請時にあじ・さばまき網漁業付属船認可申請書（様式第1号）を添付しなければならない。

付属船の変更が生じたときは、あじ・さばまき網漁業に使用する付属船変更認可申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

### 6 まき網漁業付属船認可証

認可した付属船については、~~様式第3号—1又は様式第3号—2~~により申請者に対し認可証を交付する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月 日 から施行する。

(様式第1号)

## あじ・さばまき網漁業付属船認可申請書

年 月 日

福岡県知事

殿

住所

氏名

あじ・さばまき網船  
さいますようお願いします。

丸に係る付属船として下記船舶を使用したいので認可下

記

使用区分	船名	漁船登録番号	総トン数	馬力数	使用者氏名
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		

(様式第2号)

## あじ・さばまき網漁業付属船変更認可申請書

年 月 日

福岡県知事

殿

住所

氏名

あじ・さばまき網船 丸に係る付属船について下記のとおり船舶を変更したいので認可下さいますようお願いいたします。

記

### 1 使用船舶

	変更前	変更後
使用区分		
船名	丸	丸
漁船登録番号	FO -	FO -
総トン数	トン	トン
馬力数		
使用者氏名		

### 2 変更理由

(様式第3号-1)

## あじ・さばまき網漁業付属船認可証

あじ・さばまき網船 丸（許可番号 ）に係る付属船については下記のとおり認可します。

記

使用区分	船名	漁船登録番号	総トン数	馬力数	使用者氏名
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		

年 月 日

福岡県知事

(様式第3号-2) (福岡地区(小呂島))

### あじ・さばまき網漁業付属船認可証

あじ・さばまき網船 丸(許可番号 )に係る付属船については下記のとおり認可します。

記

使用区分	船名	漁船登録番号	総トン数	馬力数	使用者氏名
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		
	丸	FO -	トン		

※実際に操業に使用できるのは、認可された内の6隻以内かつ合計総トン数は100トン未満とする。

年 月 日

福岡県知事

あじ・さばまき網漁業許可の付属船隻数等に係る要望書

令和8年4月8日

福岡県農林水産部水産局  
漁業管理課長 様

福岡市漁業協同組合  
代表理事組合長 藤野 秀司



日頃より、筑前海沿岸漁業の振興及び調整に関しまして、多大なるご尽力賜っておりますこと、当組合に対し格段のご指導、ご高配を賜っておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、当組合では、まき網、はえ縄、釣り及びかごなど、様々な漁業種類を営んでおります。小呂島支所のあじ・さばまき網漁業においては、これまでは2隻が許可され、それぞれ5隻ずつの付属船が認可を受け計10隻の付属船で操業してきました。小呂島においては、あじ・さばまき網漁業は地域のコミュニティを支える、特に重要な漁業となっております。

このたび1隻が廃業したため、10隻の付属船を1隻の許可船に集約する必要がありますが、あじ・さばまき網の付属船は許可船1隻に対し6隻が上限となっているため、4隻が認可を受けられない状況となっております。

小呂島では、運搬船運用をローテーションを組んで操業しており、実際に操業するときは、6隻を超える付属船が同時に操業することはなく、特に漁獲圧を高めるものではないと考えております。つきましては、1隻の許可に対して、付属船を10隻まで認可していただけるよう、よろしく申し上げます。

以上



資料 5

(23期8回筑前漁調委)

(令和8年4月21日)

7漁管第2724号

令和8年3月26日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長  
(漁業調整係)



令和8年上期土石採取計画の変更について(協議)

このことについて、令和8年3月19日付7港第2370号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



# 令和8年上期土石採取計画変更について

## 令和8年上期土石採取計画量(当初)

単位:万m<sup>3</sup>

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権 漁場 外											小計	合計			
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00 6.00	6.00 6.00													12.00 12.00	12.00 12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00 8.00	17.00 4.00	13.00 2.60	16.00 6.40	13.00 4.40	16.00 6.60	17.00 8.00								109.00 40.00	109.00 40.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画								0.40 0.38	2.40 2.25				7.20 6.38	10.00 9.00	10.00 9.00	
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画								0.93 0.93	0.93 0.93	22.50 21.00	22.50 20.00		3.73 3.73	50.59 46.59	50.59 46.59	
合計	0	同意 計画	23.00 14.00	23.00 10.00	13.00 2.60	16.00 6.40	13.00 4.40	16.00 6.60	17.00 8.00	1.33 1.31	3.33 3.18	22.50 21.00	22.50 20.00	10.93 10.10	181.59 107.59	181.59 107.59		

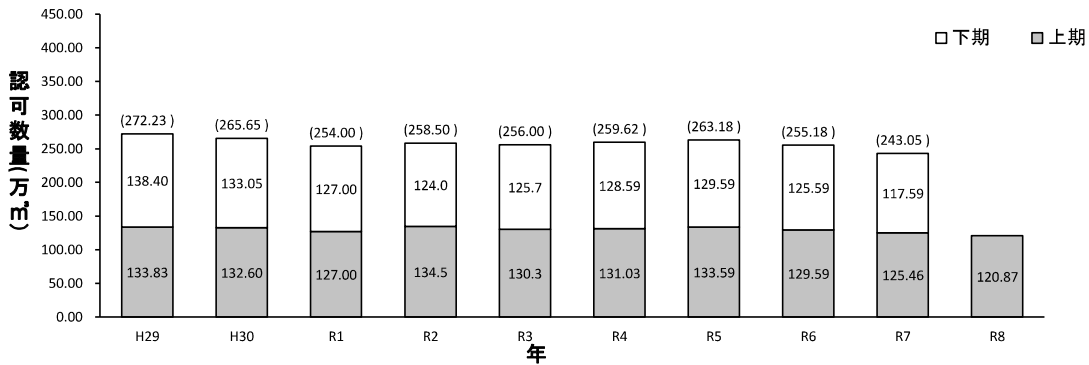


## 変更後

単位:万m<sup>3</sup>

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権 漁場 外											小計	合計			
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00 6.00	6.00 6.00													12.00 12.00	12.00 12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00 10.80	17.00 5.40	13.00 3.51	16.00 8.64	13.00 5.94	16.00 8.91	17.00 10.08								109.00 53.28	109.00 53.28
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画								0.40 0.38	2.40 2.25				7.20 6.38	10.00 9.00	10.00 9.00	
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画								0.93 0.93	0.93 0.93	22.50 21.00	22.50 20.00		3.73 3.73	50.59 46.59	50.59 46.59	
合計	0	同意 計画	23.00 16.80	23.00 11.40	13.00 3.51	16.00 8.64	13.00 5.94	16.00 8.91	17.00 10.08	1.33 1.31	3.33 3.18	22.50 21.00	22.50 20.00	10.93 10.10	181.59 120.87	181.59 120.87		

## 土石採取認可数量の推移(過去10年間)



令和8年上期土石採取計画に係る関係漁業協同組合の同意状況

申請者	採取区域	同意書の添付（漁協・支所による同意書は●、漁業権管理委員会等の同意書は○）																
		糸島地区		福岡・粕屋地区			宗像地区		遠賀地区		北九州地区							
		糸島漁協	福岡市漁協	福岡市漁協	博多湾漁業権管理委員会	新宮相島漁協	宗像漁協	宗像漁協	遠賀漁協	ひびき灘漁協	北九州市漁協	ひびき灘漁協	響灘9ヶ浦漁業代表者協議会					
唐津湾地区砂採取協同組合	小呂南西	●				●												
	烏帽子北	●				●												
博多海砂採取協業組合	小呂南西	●			○	●												
	烏帽子北	●				●												
	小呂南東	●			○	●												
	長間礁北	●			○	●												
	栗ノ上	●			○	●	●											
	栗ノ上西	●			○	●	●											
	宗像					●	●	○										
玄洋海砂採取販売協同組合	柏原								●		●							○
	岩屋								●		●							○
	遠賀沖								●		●							○
	柏原								●		●							○
北九州砂採取販売協同組合	岩屋								●		●							○
	白島								●		●			○		●		●
	白島西								●		●			○		●		●
	遠賀沖								●		●							○
									●		●							○

## 第23期第1回響灘連合海区漁業調整委員会

### 次 第

日 時 令和8年3月25日(水)14:00～

場 所 下関漁港ビル2階 研修室

1 開 会

2 挨拶・自己紹介

3 議 題

第1号議案 会長、副会長の互選について

第2号議案 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について

4 その他

5 閉 会

第23期第1回響灘連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

海区名	職名	氏名	備考
筑前海区	会長	富重 信一	(元)福岡県水産海洋技術センター所長
	副会長	梶原 康弘	北九州市漁業協同組合副組合長理事
	委員	山形 隆幸	遠賀漁業協同組合代表理事組合長
	委員	八尋 時男	宗像漁業協同組合代表理事組合長
山口県日本海海区	会長	中島 均	(元)山口県農林水産部理事
	委員	西島 正明	山口県漁協豊浦統括支店運営委員長
	委員	宇都宮 康彦	山口県漁協伊崎支店運営委員長
	委員	阪井 章二	角島漁業協同組合代表理事組合長

所 属		職 名	氏 名	備 考
水産庁	九州漁業調整事務所	次 長	平山 安彦	
		行政専門員	江口 静也	
福岡県	農林水産部水産局漁業管理課	係 長	松本 昌大	
		主任技師	田中 慎也	
筑前海区漁業調整委員会事務局		事務局長	池浦 繁	
		技術主査	中川 清	
		主任主事	山田菜美子	
山口県	下関水産振興局水産課	主 査	神尾 豊	
		主 任	久村 悠貴	
山口県日本海海区漁業調整委員会事務局		書 記	枝廣 直樹	
		書 記	竹川 陽菜	
		書 記	藤井 玲光	

## 第47回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

### 議 事 次 第

日 時：令和8年2月26日（木） 13：30～

場 所： 三番町共用会議所 大会議室（東京都千代田区九段南2-1-5）

#### 1 開 会

#### 2 挨 拶

#### 3 議 題

- (1) 令和8年度における遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の資源管理措置について
- (2) 九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- (3) 有明海ガザミに関する委員会指示について
- (4) 広域資源の管理についてー日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ
- (5) 国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について
- (6) その他
  - ① 令和8年度資源管理関係予算について
  - ② その他

#### 4 閉 会

# 日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年6月1日～2026年5月31日

道府県互選委員（第7期）：2025年10月1日～2029年9月30日

区 分	氏 名	現 職	
道府県互選	北海道 工藤 幸博	檜山海区漁業調整委員会 会長	
	青森県 立石 政男	青森県西部海区漁業調整委員会会長代理	
	秋田県 大竹 敦	秋田海区漁業調整委員会会長代理	
	山形県 加藤 栄	山形海区漁業調整委員会会長	
	新潟県 土屋 貞男	新潟海区漁業調整委員会会長	
	富山県 網谷 繁彦	富山海区漁業調整委員会会長	
	石川県 勝木 省司	石川海区漁業調整委員会会長	
	福井県 浦谷 俊晴	福井海区漁業調整委員会委員	
	京都府 倉 幹夫	京都海区漁業調整委員会委員	
	兵庫県 川越 一男	但馬海区漁業調整委員会会長	
	鳥取県 山根 慎司	鳥取海区漁業調整委員会委員	
	島根県 永松 正則	島根海区漁業調整委員会会長	
	山口県 仁保 宣誠	山口県日本海海区漁業調整委員会委員	
	福岡県 富重 信一	筑前海区漁業調整委員会会長	
	佐賀県 伊藤 史郎	松浦海区漁業調整委員会委員	
	長崎県 大久保 照享	長崎県北部海区漁業調整委員会委員	
	熊本県 山田 雅章	天草不知火海区漁業調整委員会委員	
	鹿児島 阿久根 金也	鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長	
沖縄県 藤田 喜久	沖縄海区漁業調整委員会委員		
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二	山陰旋網漁業協同組合 顧問
		本川 貴広	大栄水産株式会社 代表取締役社長
		佐藤 みゆき	株式会社タカスイ 総務部長
		伊藤 保夫	小樽機船漁業協同組合代表理事組合長
		吉岡 力男	兵庫県機船底曳網漁業協会 理事
		宮本 洋平	山口県以東機船底曳網漁業協同組合 代表理事組合長
		山内 得信	那覇地区漁業協同組合 代表理事組合長
	学識経験	波積 真理■	熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次▲	東京海洋大学 名誉教授
		合瀬 宏毅	アグリフューチャー・ジャパン理事長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

# くろまぐろ遊漁の管理について

## 令和8年2月 水産庁

1

### I. 令和7年度における管理について

#### 1. 採捕状況について

- 4月～翌1月における遊漁の機会について、昨年度は119日間、今年度は170日。また、4月～翌2月までの総採捕数量は、令和8年2月13日時点で58.8トン（残り3.3トン）。
- 他方、6、7月の採捕の積み上がりが予想以上に大きく、月の上限を大幅に超過したことから、遊漁専門部会の議論を経て9月以降の採捕上限を3トンに変更。9～11月の採捕数量の積み上がりは緩やかな状況。ただし、12月については、月の後半に採捕報告が増加し、月の採捕上限3トンを超過（28日から採捕禁止）。

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン	0.8トン	2.2トン	1.6トン	3.9トン	4.3トン	7.2トン	—
採捕禁止期間	4/9～ 4/30	5/14～ 5/31	6/5～ 6/30	7/4～ 7/31	8/4～ 8/31	—	—	—	12/28 ～ 12/31	1/19 ～ 1/31	2/4 ～ 2/28	—
主な採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域		J1、J8 海域	J1海域		J1、J2 海域	J1、J3 海域	J1、J3 海域	J1、J2、 J3海域	—

（参考）令和6年度の採捕実績

時期	4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	1～3月
採捕上限	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン (3.3トン)
採捕数量	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	4.3トン	1.6トン
採捕禁止期間	4/6～5/31	6/5～ 6/30	7/7～ 7/31	8/5～9/30	—	1/9～3/31
主な採捕海域	J3海域	J6、J7、 J8海域	J7、J8 海域	J1、J8海域	J1海域	J1海域

## Ⅱ. 令和8年度における管理について

- 令和8年1月22日（木）に、くろまぐろ遊漁専門部会第6回合同会議を開催し、令和8年度における管理について議論を行い、以下の内容で合意。広域漁業調整委員会指示に基づき、今後、広域漁業調整委員会会長が別に定める予定。

	令和7年度（現行）	令和8年度（見直し）
採捕上限の設定	・ 毎月均等に設定。	・ 毎月均等に設定。 ・ 令和7年度の余剰分は各月に均等配分。 ・ 月毎の採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月の採捕数量から均等に差し引く。
大型魚のバッグリミット（保有制限）	1人1月1尾まで	1人各期間1尾まで ※ 各期間：4月から始めて2か月間ごと

※ その他の現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直しはなし。

### 【令和8年度の管理の考え方の例】

単位：トン

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
採捕実績	5	5	12.2									
超過数量	-	-	+7									
調整後採捕数量				5.2	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4

※1 バッグリミットはオレンジ枠内で1人1尾まで。

※2 令和7年度の余剰分が3.5トンだった場合の各月配分量：3.5トン÷12か月＝約0.2トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

※3 6月に7トンの超過があった場合の8月以降の各月差し引き数量：7トン÷8か月＝約0.8トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

3

4

## Ⅲ. 届出制に関する状況について

### 1. 届出状況について

- 令和8年4月1日から導入されるくろまぐろ遊漁に関する届出について、令和8年1月1日から受付を開始。
- 令和8年2月13日時点における届出の件数は、計4,313件（対象者間の重複を含む）。それぞれの届出件数は以下のとおり。

対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする <b>遊漁者</b>	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする <b>遊漁船業者</b>	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする <b>遊漁船以外の船舶 （プレジャーボート等） 運航者</b> ※遊漁船：遊漁船業の用に供する船舶
届出件数	3,457件	902件	1,399件
海域ごとの届出件数	太平洋：1,681件	太平洋：379件	太平洋：521件
	日本海・九州西：2,696件	日本海・九州西：589件	日本海・九州西：1,032件
	瀬戸内海：177件	瀬戸内海：15件	瀬戸内海：23件
届出期間	令和8年1月1日（木）から <b>最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日</b> 前まで	令和8年1月1日（木）から <b>令和8年3月20日（金）</b> まで	

※ 届出は者ごと、船舶ごと、海域ごとに行うため、対象者及びそれぞれの海域での重複を含む。

4

## 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(案)の概要 (九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理関係)

### 1 承認制・届出制の実施

- ① 承認制対象船舶: 総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船とする。
- ② 承認隻数の上限: 県ごとに承認隻数の上限を定める。

[県別承認隻数上限]

県名	承認隻数上限
山口県	58隻
福岡県	86隻
佐賀県	22隻
長崎県	95隻
熊本県	1隻
広島県	9隻

- ③ 届出制対象船舶: 総トン数5トン未満のとらふぐはえ縄漁船とする。

### 2 承認番号の表示

承認を受けた者にあつては、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示する。

### 3 操業期間の制限

海域を5つに分け、海域及び漁法ごとに休漁期間を設定する。(別紙)

### 4 小型魚の再放流

全長30cm以下のとらふぐを採捕したときには再放流する。

### 5 漁獲成績報告書の提出

操業ごとに漁獲成績報告書を記入し、承認又は届出に基づき操業した期間(令和8年9月～令和9年4月)分をまとめて令和9年4月30日までに提出する。

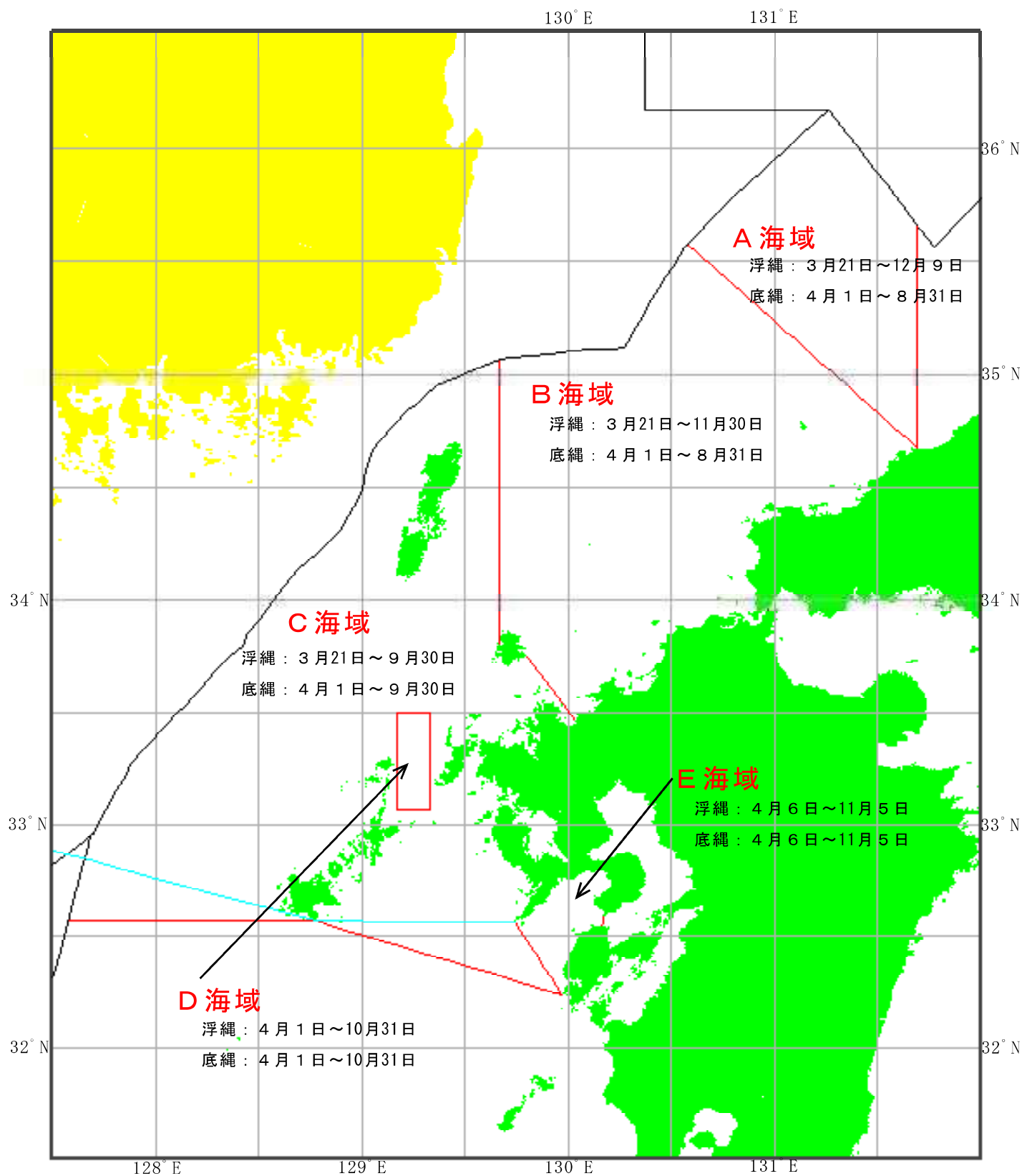
### 6 指示の有効期間

令和8年5月1日から令和9年5月31日まで

(注: 承認又は届出に基づく操業期間は令和9年4月30日まで)

(概念図)

# トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の休漁期間



共同漁業権漁場内承認届出区域の変更について

**凡例**

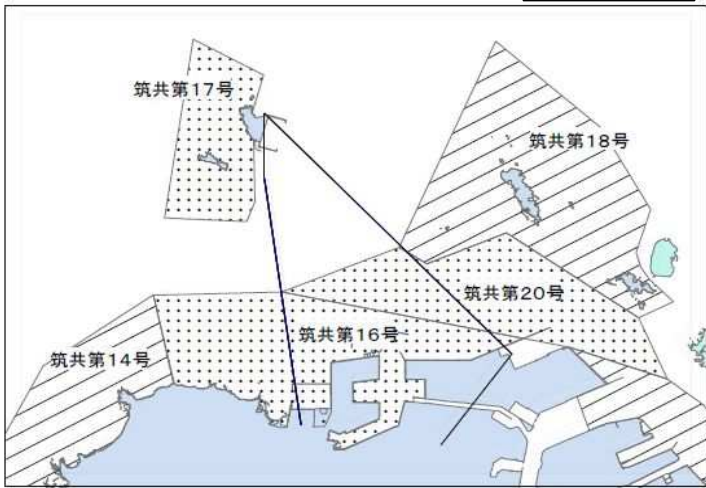
- 地区別操業承認区域
- /// 操業禁止区

きす1そうごち網

変更前

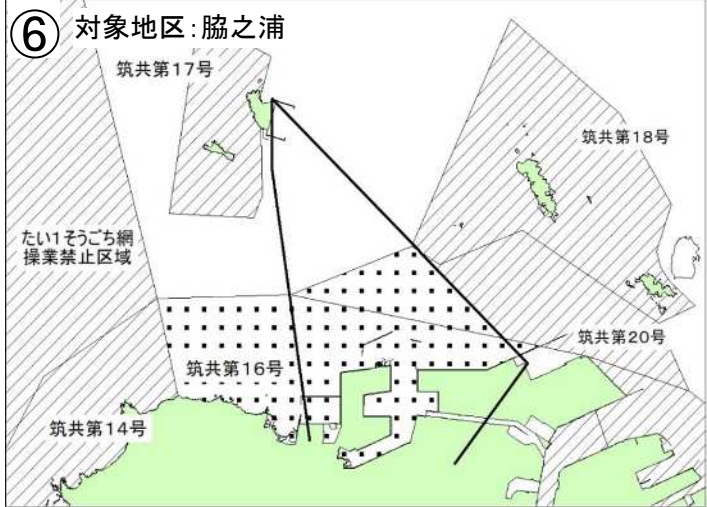


変更後



たい1そうごち網

変更前



変更後

